

日本司法支援センターの第4期中期目標期間終了時における 組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置

第1 基本的な考え方

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制整備の中核を担う法人である。

支援センターは、平成18年の業務開始以来、全国に設置した拠点において、常勤弁護士を含む職員により関係機関等と連携するなどして法的サービスの提供体制を整備するとともに、そのサービスの質の向上にも努め、総合法律支援法¹に定められた(1)情報提供業務、(2)民事法律扶助業務、(3)国選弁護等関連業務、(4)司法過疎対策業務及び(5)犯罪被害者支援業務などの各種業務を適切かつ迅速に実施してきており、司法アクセス障害の解消に大きく寄与してきた。

また、支援センターは、平成24年度から令和2年度まで、いわゆる震災特例法²に基づき、東日本大震災の被災者に対し、「資力を問わない法律相談援助」などを広く実施したほか、平成28年の総合法律支援法の改正³に基づく大規模災害の被災者やストーカー・DV・児童虐待の被害者等に対する新たな法的援助に加え、高齢・障害などの理由で自ら法的援助を求めることが困難な者に対し、福祉機関等と連携して法的問題を含めた総合的な問題解決を図る「司法ソーシャルワーク」を推進する取組も実施してきた。

これら支援センターの業務は、憲法で保障されている裁判を受ける権利や刑事被告人の国選弁護人選任権等を実現するために不可欠であり、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しており、極めて公共性が高く重要である。

また、今後も支援センターに対する期待は大きく、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「総合法律支援の充実・強化」が掲げられたほか、支援センターは、

¹ 「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）（同年6月2日公布）

² 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（平成24年法律第6号）（同年3月29日公布）

³ 「総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第53号）（同年6月3日公布）

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の「民事司法制度改革の推進について」（令和２年３月取りまとめ）において、「民事裁判手続等のＩＴ化に当たって必要な社会的基盤の整備」・「在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための対応策」を担う一機関と位置付けられ、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和３年度改訂）」（令和３年６月取りまとめ）においては、在留外国人等の増加に伴って生じる法律トラブル等への適切な対応を担う機関と位置付けられている。

その他、認知症施策推進関係閣僚会議の「認知症施策推進大綱」（令和元年６月取りまとめ）や「第４次犯罪被害者等基本計画」（令和３年３月閣議決定）などの政府施策において、高齢者・障害者・犯罪被害者に対する適切な法的サービスの提供が求められるなど、支援センターは、多様化する法的ニーズに適切かつ迅速に対応し、よりその業務を充実させていくことが強く期待されている。

他方、支援センターは、その業務が憲法上保障されている権利の実現に不可欠で司法に密接に関連するという点で一般の独立行政法人とは異なるものの、独立行政法人通則法準用法人であり、国費によりその業務を行っている。

そこで、支援センターの組織及び業務については、総合法律支援を的確に実施すべく、業務の質の維持・向上を図るとともに、効率的で効果的な業務運営を確保するため、以下のとおり見直しを行う。

第２ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の見直し

１ 情報提供業務

- (1) デジタル化社会の進展、多様化する利用者の法的ニーズに適切に対応するため、法関連情報のデジタル配信等、情報提供の手段の多様化、充実を図るとともに、利用者の属性に対応した質の高いサービスの維持向上に努める。
- (2) 在留外国人の増加に伴い、外国人利用者に対する多言語情報提供サービスの適切な実施が重要となることを踏まえ、同サービスの利便性やサービスの質の維持向上に努める。

２ 民事法律扶助業務

- (1) 高齢・障害などの理由で自ら法的援助を求めることが期待できない者等に対する援助の充実のため、福祉機関等との更なる連携強化による司法ソーシャルワークやアウトリーチでの法律相談援助を

推進する。

- (2) 利用者のニーズ・援助内容・費用負担等を勘案した上で、利用者に必要な代理援助又は書類作成援助に適切に結び付ける方策を検討・実施する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、電話等法律相談援助を実施した実績や知見を踏まえつつ、デジタル技術を活用した利便性向上の方策を検討する。
- (4) 立替金等債権について、引き続き、効率的で効果的な管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施するとともに、回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）の維持に努める。

3 国選弁護等関連業務

裁判所，検察庁，警察及び弁護士会との間で引き続き定期的な協議を行うとともに，契約弁護士の確保・常勤弁護士の活用などに努め，迅速かつ確実な国選弁護人等の選任態勢の確保を図る。また，弁護士会と連携の上，裁判所の協力を得るなどして，刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め，国選弁護等サービスの質の向上を図る。

4 司法過疎対策業務

- (1) 各司法過疎地域事務所において，各地域の司法アクセスに関するニーズ等を的確に把握・分析し，地域の司法アクセス拡充のための効果的・効率的な方策を検討・実施する。
- (2) 司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し，存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断の検討を行い，その結果の適切な反映を図る。

5 犯罪被害者支援業務

- (1) DV等被害者法律相談援助の適切な実施を含め，犯罪被害者等に対する支援を充実させていくため，警察，被害者支援団体，ワンストップ支援センター等の関係機関との連携を更に強化するとともに，支援内容の周知に努める。
- (2) 性犯罪や児童虐待など個々犯罪被害者等のニーズに適切に対応するため，職員の能力向上を含めた支援体制の充実を図る。

第3 組織の基盤整備等の見直し

1 職員の配置及び能力の向上

法的ニーズの多様化や地域の実情等に基づく業務量の変動について

て的確に把握・分析し、職員の適正な配置を行うほか、適切な研修を実施し、職員の能力の向上を図る。

2 常勤弁護士の採用・配置

常勤弁護士が国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、全国において総合法律支援の適切な実施及び体制整備を行うことができるよう、常勤弁護士の採用・配置について、その必要性や配置人数の妥当性等について検証しつつ、不断の検討を行い、必要な取組を積極的に行う。

3 一般契約弁護士等の確保

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、犯罪被害者支援業務等の適切な実施を図るため、弁護士会及び司法書士会と連携し、地域の実情に応じて法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士等の確保に努める。

4 事務所の存置等

事務所（支部・出張所等）については、取扱件数のほか、利用者の利便性等も踏まえつつ、存置・移設の必要性について不断の検討を行う。司法過疎地域事務所については、地元弁護士会との協議を行うなどして設置の要否等について積極的に検討を行う。その際は、設置基準を設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確にし、その検討過程を明らかにする。

第4 その他業務運営に関する重要事項の見直し

1 業務運営体制の整備

(1) 政府のデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、業務運営のデジタル化を進める。また、取り扱う情報の機密性に鑑み、引き続き、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大や近時頻発する大規模自然災害などに備え、緊急時においても業務継続が可能となる環境の整備を図る。

2 効率的・効果的な広報施策の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、様々な媒体を活用しながら、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。

3 立替基準等の検討等

民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護

人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。